

決 議

(平成22年5月20日 於 通常総会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、世界同時不況の影響により極めて深刻な事態に陥ったが、緊急経済対策の効果や輸出の増加等により最悪期を脱し、二番底懸念も影を潜めつつある。

こうした状況の中、我々産業機械業界の受注は、平成21年度の通年では対前年度比18.1%減の4兆6,010億円と6年ぶりに4兆円台まで落ち込んだものの、平成22年1～3月期には7四半期ぶりに前年同期を上回るなど、外需主導により、ようやく最悪期を脱しようとしている。

しかしながら、不況脱却後のわが国経済が目指すべき姿は見えにくく、国民の間に閉塞感が強まると共に、企業の設備投資意欲は低迷し、国際競争力や社会活力の低下を懸念する声が高まっている。

このような状況を打破し、わが国が持続的な成長を実現していくためには、国際競争力の更なる強化のもと、安定的でかつ効率的な経済社会を構築していく必要があり、民間主導の自律的な回復に向け、各々が持つ強みを活かしながら、官民が総力を挙げ、科学・技術力の強化や新たな成長分野の開拓にスピード感を持って取り組むことが不可欠であると考えている。

そのためには、わが国の持つ優れた「技術力」と高品質な「ものづくり」を原動力に、わが国のみならず国際社会の明確なニーズであり、確かな成長分野でもある新エネ・省エネ・環境保全分野に関する技術やサービスをより強化・育成し、需要創造を実現していく必要がある。更に、わが国が一丸となって、国際競争力を高め、新興国等のエマージング・カントリーのボリュームゾーンに挑戦するなど、成長フロンティアを開拓していくことも重要であると考えている。

我々産業機械業界は、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を提供し、わが国製造業の国際競争力をより強化していく必要がある。同時に、地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、環境に優しい経済社会の実現に向け大きな役割を引き続き担っていかなければならない。

よって、政策当局に対し、わが国産業の発展と環境保全の推進を両立させながら景気回復を実現するための諸施策について業界の決意を表明すると共に、以下の通り要望を行うものとする。

．政策当局への要望

1．成長力を強化するために必要な施策

- (1) 新成長戦略や産業構造ビジョンにより、将来への明確な展望と希望を国民に示すと共に、新たな産業の育成や雇用の創出を図るため、成長戦略の各分野において、わが国企業の持てる力を最大限に発揮させる各種施策を強力に推進すること。
- (2) 既存のエネルギー関連法規制等は、バイオマス発酵ガスや廃エネルギー発電等新エネルギー、省エネルギー機器の開発・普及を阻害する場合もあることから、環境・エネルギー時代に向け法規制等の見直しを図ること。
- (3) アジアなど新興諸国の大型インフラ整備等へわが国企業が積極的に貢献すると共に、新たな需要の創出やビジネスモデルの構築を目指すため、ODA の活用や官民連携したトップ外交を強力に推進すること。
- (4) 低炭素社会の構築は、わが国のみならず世界経済の成長力強化には避けて通ることが出来ない課題であり、世界に誇る新エネ・省エネ・環境保全分野の技術を有するわが国にとって大きなチャンスでもある。わが国が世界の最先端の地位を確保していくため、研究開発や普及に関する支援制度を一層充実させること。
- (5) わが国の景気回復を確実なものとしていく上で、公共投資の戦略的な展開は極めて重要である。特に、循環型社会の構築や防災等の公共投資の拡充・前倒し執行により、雇用や需要の維持・創出に努めると共に、将来の安定した成長に欠くことの出来ない安全で安心な社会の構築を目指すこと。

2．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) 世界経済の一体化が進む中、わが国製造業が今後も強い競争力を発揮していくためには、技術力と生産性を更に高めていく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (2) 新事業・新産業創出のベースのひとつとなる産官学連携による技術・研究開発の推進、企業や産業の枠を超えた研究交流の実行、次代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充など、企業によるイノベーションを加速させる各種施策を一層充実させると共に、「ものづくり」を支える人材供給・人材育成の施策を総合的に進めること。
- (3) わが国が安定した経済成長を実現するには、技術力の基盤である優良な中小製造業等への金融・税制等の支援の充実と共に、アジア等海外市場への進出に対する支援を図ることが必要である。
- (4) 資源・エネルギー等の原材料の需給逼迫とそれに伴う急激な高騰は、資源乏しいわが国の製造業に大きな影響を及ぼす。原材料供給の円滑化に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。

- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。企業活力の活性化の観点から引き下げを図るべきである。

3. 地球温暖化、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 地球温暖化対策基本法は、経済や雇用等に深刻な影響を及ぼしかねないものであり、低炭素社会づくりに向けた重要政策やその行程表等の検討にあたっては、国民や企業との十分な対話を求める。なお、地球温暖化対策税制の導入については、わが国企業の国際競争力を阻害する要因となる他、エネルギー効率が相対的に低い他国への生産移転を助長することなどに繋がる懸念があることから反対する。また、排出量取引制度の導入についても同様であり、極めて慎重な議論を求める。
- (2) 産業機械業界は、自らの生産設備や供給する製品などの省エネ対策に鋭意努力している。わが国が温室効果ガスの排出量削減について大きな目標を掲げ、低炭素社会づくりを進めるためには、日本全体の取組を更に加速する必要がある。一般消費者の意識改革や新エネ・省エネ機器導入促進に向けた制度の充実、新エネ・省エネ機器供給者へのインセンティブの付与など、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。
- (3) 産官学が協力し、産業機械を始めとする生産設備に関する省エネの評価方法を構築すると共に、一定の水準を満たした設備等の導入に積極的に取り組む企業への支援措置等を充実させるなど、省エネ型生産設備の導入を強力に推進すること。
- (4) 化学物質排出抑制や資源循環等、環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度をより一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- (5) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、当該国との協議を進めること。
- (2) アジア諸国を始めとする世界経済の活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を一層加速させること。また、企業の海外事業活動が益々拡大する中、安定した貿易の推進のため、為替相場の安定化に努めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めると共に、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。

・当業界のなすべき事項（決意）

1．産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 「ものづくり力」の強化、革新的技術・製品の開発により、わが国製造業の競争力の更なる強化に貢献すると共に、付加価値の向上を図る。
- (2) 環境保全・省エネ・新エネ技術・製品の水準向上等、地球環境分野での貢献を含め、新規成長分野の開拓と海外戦略の強化に努める。特に、風力発電やバイオマス等の新エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (3) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図ると共に、更なる産業の発展を目指す。
- (4) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (5) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2．国際協力・国際交流の推進

- (1) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカーや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 調査団等を派遣し、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3．環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標達成に向け、対応策を着実に実行する。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (4) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

4．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識を更に向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。